

旭城 1 階レストラン運営事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 実施目的

この募集要項は、旭城 1 階レストラン（以下「レストラン」という。）運営事業者の選定に当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 事業者の選定方法

市が公募による運営事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる運営事業者を選定する。

3 事業概要

(1) 事業名

旭城 1 階レストラン運営事業

(2) 事業内容

別添「旭城 1 階レストラン運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 使用期間

令和 9 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（延長については要協議）

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）による飲食店営業許可等、必要な許可を有していること。または、本事業において必要な営業許可等を受けられる見込みがあること。
- (3) 尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 2 3 年 9 月 2 7 日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

5 選定日程

内 容	日 時
公募開始	令和8年10月26日（月）
現地説明会	令和8年11月6日（金）午後3時～4時
質問受付期間	公募開始日から令和8年11月13日（金）午後5時（必着）まで
質問回答期日	令和8年11月20日（金）
参加表明書提出期限	令和8年11月27日（金）
企画提案書提出期限	令和8年12月11日（金）
選定結果通知	令和8年12月下旬
レストラン運営に関する事前協議 及び行政財産目的外使用の許可	別途通知

※ 本プロポーザルは、書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は行わない。

6 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 質問書（様式5）
- (6) 辞退届（様式6）

7 現地説明会

- (1) 開催日時
令和8年11月6日（金）午後3時から4時まで
- (2) 集合場所
旭城1階正面玄関（尾張旭市城山町長池下4502番地）
- (3) 参加可能人数
1事業者につき3名以内
- (4) その他
現地見学会への参加を希望する場合は、市民生活部暮らし政策課に令和8年11月5日（木）午後4時までに連絡すること。

8 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法
質問事項を質問書（様式5）に記入し、市民生活部暮らし政策課に令和8年11月13日（金）午後4時までに電子メールにより提出すること。
※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年11月20日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

(2) 提出先

尾張旭市役所市民生活部暮らし政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和8年11月27日（金）

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、4 参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

参加者は、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等
企画提案書（様式2）	原本1部、写し7部 （クリップ留め）（ホチキス留め）
団体概要（様式3）	原本1部 （クリップ留め）
業務実績（様式4）	
添付書類（登記簿謄本、納税証明書、財務諸表、営業に関する資格・免許・許可証等の写し）	

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可）とし、10ページ以内で提案意図を明確に伝えること。

イ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

ウ 公平な審査を期すため、企画提案書には会社名及びロゴ等の記載はもとより特定の参加者をイメージさせる表現を用いないこと。

エ 図、絵、写真等の使用は可とする。

(3) 企画提案書の基本的な内容

企画提案書別紙に次の事項について、簡潔（事項順）に記載すること。

ア 運営方法

イ 収支計画

ウ 経営基盤

エ 安全管理・食品衛生

オ 従業員の配置及び要望等への対応

カ メニュー・サービス

キ 廃棄物の回収・処理方法及び環境への配慮

ク 独自提案

(4) 提出先

尾張旭市役所市民生活部暮らし政策課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(6) 提出期限

令和8年12月11日（金）

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式6）を市民生活部暮らし政策課に直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いをすることはしない。

12 審査方法

(1) 審査委員により、別紙審査基準表による書類審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。なお、提案事業者ごとに点数化し、最高得点の提案事業者を第1位候補者、次に高い者を次点候補者とするが、合計得点が高点の場合は、より高い得点を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果・公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

13 使用許可

最も優れた提案を行ったと認められた事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、事業者は行政財産目的外使用の許可申請を行うこと。

14 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。
- (9) 本業務の実施に当たり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

15 連絡先

尾張旭市役所市民生活部暮らし政策課コミュニティ施設係
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1
電 話 0561-76-8155（直通）
Eメール kurashiseisaku@city.owariasahi.lg.jp